

フィリピン ビジネス・税務ニュースレター －EOPT 法（税金納付簡素化法）のポイント

UHY Tokyo News Letter : Philippine Business & Tax Update

概要

EOPT 法（Ease of Paying Taxes Act）は、2024 年 1 月 5 日に共和国法第 11976 号（Republic Act No. 11976）として成立し、同年 1 月 22 日に施行された。

同法は、納税手続の簡素化を通じて納税者の負担を軽減し、コンプライアンスと透明性の向上を図るとともに、税収を確保・拡大することを目的として、1997 年内国歳入法（National Internal Revenue Code of 1997）の各種規定を改正したものである。

主なポイント

■ 事業規模に応じた納税者区分の導入

EOPT 法では、事業者を年間売上高に基づいて、

- 零細（Micro）
- 小規模（Small）
- 中規模（Medium）
- 大規模（Large）

の 4 カテゴリーに分類し、それぞれの規模に応じた税務手続を適用している。特に零細・小規模事業者の負担軽減が図られた。

■ 申告・納税手続の利便性向上

納税者は、電子申告・電子納税に加え、認可された金融機関等の窓口を通じて申告・納税を行うことができるようになった。

■ 帳簿保存期間の短縮

企業の帳簿や会計記録などの保存期間が従来の 10 年から 5 年へ短縮され、文書保管やデータ管理に係るコストの削減が期待される。

■ VAT 還付手続の簡素化

VAT 還付の処理期限が明確化されるとともに、リスクに応じた審査制度が導入されることにより、VAT 還付プロセスが簡素化された。

■ VAT 制度の見直し

VAT の計算基礎が商品販売とサービス提供の双方で「総売上高」に統一された。また、取引を証明する書類として、サービス提供取引を含めインボイスが使用されることとなった。

■ 一部の税務コンプライアンス要件の廃止

年間登録料の廃止や、経費損金算入のための源泉徴収要件の撤廃など、納税者の事務負担を軽減するための見直しが行われた。また、海外就労フィリピン人（OFW）の国外所得については所得税申告が不要とされた。

■ 税務行政のデジタル化

BIR（フィリピン内国歳入庁）は、申告・納税・各種申請等を一元的に処理できるシステムの整備を進めており、特に零細・小規模事業者の利便性向上が期待されている。

■ インボイスの発行義務を統一

VAT 登録事業者は、商品販売・サービス提供を問わず、すべての取引に対して売主と買主の情報、取引詳細、VAT 内訳金額などを記載したインボイスを発行する義務が課されることとなった。これにより、サービス提供取引やリース取引で従来使用されていた公式領収書（Official Receipt）は VAT 制度上の主要証憑としての役割を終えることとなった。

■ Author : UHY M.L. Aguirre & Co.

本稿の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りします。